

性同一性障害、収監配慮を

札幌の被告 女性対応申し入れ

窃盗罪で実刑判決を受けた札幌市の性同一性障害（GID）の被告（38）が1日までに、女性刑務官によ

る対応やホルモン治療の継続などの配慮を求め、法務省と札幌地検に申し入れ書を提出した。被告は戸籍上男性だが女性として生活しており、「女性として罪を償いたい」と訴えている。

被告は昨年、市内で万引したとして在宅起訴された。一審の札幌地裁は懲役1年6月の実刑。二審の札幌高裁も一審判決を支持し、7月に最高裁が上告を棄却した。近く収監される見通し。

2017（平成29）年8月2日（水曜日）
山陽新聞

も窃盗罪で1年4カ月収監された。その際は男性刑務官に対応され、精神的苦痛を受けたほか、ホルモン治療もできず、突然の動悸や不眠などがあったとしている。

法務省によると、收容先は戸籍の性別で決まるが、性別変更していなくても、男性器を摘出する手術をしていけば、女性刑務官による対応などの配慮を受けられる。ただ、被告は健康上のリスクから睾丸（たん丸）しか摘出できておらず、性別も女性に変更していない。

法務省矯正局は「同様のケースでは施設長が必要と判断しない限り、基本的には男性刑務官が対応す

る。ただ、必要に応じ、女性刑務官を含めた対処などの配慮をしていると説明。被告が求めるホルモン治療については「回復困難な損害が生じず、必要な事情が認められない限り、国の責務ではない」としている。

GIDに詳しい中塚幹也岡山大学院教授は「国は手術の有無にかかわらず、柔軟に対応すべきだ。ホルモン治療も健康維持に必要で、GIDの専門医の判断を仰いでほしい」と指摘している。